



# 鳥取県公報

平成17年 3月31日(木)  
号外第66号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

**規 則**

- 鳥取県立自然科学館管理規則の一部を改正する規則 (38) (景観自然課) ..... 2
- 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
(39) (障害福祉課) ..... 4
- 鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則 (40) (医務薬事課) ..... 7
- 保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則 (41) (健康対策課) 9
- 鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 (42) (＼) .....10
- 鳥取県育成医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する規則 (43) (＼) .....15

———公布された規則のあらまし———

鳥取県立自然科学館管理規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県立自然科学館の閉館時刻を午後5時(現行 午後4時)とすることとした。(第2条関係)
- 2 鳥取県立自然科学館の休館日を次のとおりとすることとした。(第3条関係)

改 正 後	現 行
(1) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日	(1) 月曜日(その日が休日である場合は、その翌日)
(2) 1月4日から7月19日まで及び9月1日から12月27日までの間の月曜日(その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日)	(2) 1月1日から3月31日まで及び12月1日から同月31日までの日

- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし、3は、鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行することとした。

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 加入者等の氏名等の変更届の受理に併せて、加入証書等を書き換えて交付することとした。(第16条、様式第19号関係)
- 2 掛金納付猶予申請書に添付することとなっている納付の猶予を受ける理由を証する書類に係る証明者の要件を緩和することとした。(様式第10号関係)
- 3 加入証書及び口数追加証書に、加入年月日並びに年金管理者の住所及び氏名の欄を設けることとした。(様式第7号、様式第7号の2関係)
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則

- 1 修業年限を3年(現行 2年)とし、総定員を108人(現行 72人)とすることとした。(第2条関係)
- 2 授業科目等を見直すこととした。(別表関係)
- 3 教育課程について、単位制(現行 授業時間制)とすることとした。(第6条、第6条の2、別表関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日等
  - (1) この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

- 1 保健所において行う業務に関し徴収する使用料等のうち、BCG経皮接種、エックス線間接写真診断及び精密検査の実施に係る使用料等の減額に関する規定を削ることとした。(旧第4条、別表関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 国の小児慢性特定疾患対策事業による医療の給付等を受ける者を、特別医療費助成の対象から除くこととした。(別表関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
  - (1) この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

鳥取県立自然科学館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第38号

鳥取県立自然科学館管理規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立自然科学館管理規則(昭和51年鳥取県規則第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(開館時間) 第2条 自然科学館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(休館日) 第3条 自然科学館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日までの日</p> <p>(2) 1月4日から7月19日まで及び9月1日から12月27日までの間の月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直後の休日でない日）</p> <p>2 略</p>	<p>(開館時間) 第2条 自然科学館の開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>(休館日) 第3条 自然科学館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、その翌日）</p> <p>(2) 1月1日から3月31日まで及び12月1日から同月31日までの日</p> <p>2 略</p>

第2条 鳥取県立自然科学館管理規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県立山陰海岸自然科学館管理規則</u></p>	<p><u>鳥取県立自然科学館管理規則</u></p>
<p>(目的) 第1条 この規則は、<u>鳥取県立山陰海岸自然科学館の設置及び管理に関する条例</u>（昭和51年鳥取県条例第27号）第4条の規定に基づき、<u>鳥取県立山陰海岸自然科学館</u>（以下「自然科学館」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この規則は、<u>鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する条例</u>（昭和51年7月鳥取県条例第27号）第4条の規定に基づき、<u>鳥取県立自然科学館</u>（以下「自然科学館」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例（平成17年鳥取県条例第6号）の施行の日から施行する。

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第39号**

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前				
<p>(届出) 第16条 略</p> <p><u>2 前項第1号に掲げる加入者等氏名(住所)変更届には、加入証書及び口数追加証書並びに年金証書(次項において「加入証書等」という。)を添付しなければならない。</u></p> <p><u>3 知事は、前項の規定により加入証書等が提出された場合には、当該加入証書等に代えて変更後の氏名又は住所を記載した加入証書等を交付するものとする。</u></p> <p><u>4 第1項第6号に掲げる年金受給権者現況届には、年金受給権者の住民票の写し(心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本)を添付し、毎年5月末日までに提出しなければならない。</u></p> <p>様式第7号(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">加入番号</td> <td style="padding: 2px;">第 号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">加入証書</p>	加入番号	第 号	<p>(届出) 第16条 略</p> <p>2 前項第6号に掲げる年金受給権者現況届には、年金受給権者の住民票の写し(ただし、心身障害者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は戸籍抄本)を添付しなければならない。</p> <p>様式第7号(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">加入番号</td> <td style="padding: 2px;">第 号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">加入証書</p>	加入番号	第 号
加入番号	第 号				
加入番号	第 号				

加入者  
住 所  
氏 名

あなたは、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する  
条例に基づき、\_\_\_\_\_の保護者  
として鳥取県心身障害者扶養共済制度に加入している  
ことを証します。

年 月 日

職 氏 名 印

加入年月日		
年金管理者	住 所	
	氏 名	

(裏面)

1 ~ 10 略

様式第7号の2 (第6条関係)

(表 面)

加入番号 第 号

口数追加証書

加入者 住 所  
氏 名

あなたは、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する  
条例の規定に基づき、\_\_\_\_\_の保護者とし  
て心身障害者扶養共済制度の口数が追加されているこ  
とを証します。

年 月 日

職 氏 名 印

加入年月日		
年金管理者	住 所	
	氏 名	

(裏 面)

1 ~ 8 略

加入者  
住 所  
氏 名

あなたは、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する  
条例に基づき、\_\_\_\_\_の保護者  
として鳥取県心身障害者扶養共済制度に加入している  
ことを証します。

年 月 日

職 氏 名 印

(裏面)

1 ~ 10 略

様式第7号の2 (第6条関係)

(表 面)

加入番号 第 号

口数追加証書

加入者 住 所  
氏 名

あなたは、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する  
条例の規定に基づき、\_\_\_\_\_の保護者とし  
て心身障害者扶養共済制度の口数が追加されているこ  
とを証します。

年 月 日

職 氏 名 印

(裏 面)

1 ~ 8 略

## 様式第10号 (第10条関係)

## 掛金納付猶予申請書

職 氏 名 様

掛金の納付の猶予を受けたいので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

年 月 日

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

印

略

備考 納付の猶予を必要とする理由を証する書類を添付すること。

(注) 略

## 様式第19号 (第16条関係)

## 加入者等氏名 (住所) 変更届

職 氏 名 様

加入者 (年金受給権者、年金管理者) の氏名 (住所) に変更があったので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第1項 (第2項、第3項) の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

印

略

(注) 略

添付書類 加入証書及び口数追加証書並びに年金証書

## 様式第10号 (第10条関係)

## 掛金納付猶予申請書

職 氏 名 様

掛金の納付の猶予を受けたいので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

年 月 日

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

印

略

備考 納付の猶予を受ける理由を証する民生委員の発行する証明書を添付すること。

(注) 略

## 様式第19号 (第16条関係)

## 加入者氏名 (住所) 変更届

職 氏 名 様

加入者 (年金受給権者、年金管理者) の氏名 (住所) に変更があったので、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例第18条第1項 (第2項、第3項) の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

印

略

(注) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第40号**

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立歯科衛生専門学校学則（昭和57年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
目次					目次				
第 1 章 ~ 第 3 章 略					第 1 章 ~ 第 3 章 略				
第 4 章 教育課程 (第 6 条・第 6 条の 2)					第 4 章 教育課程 (第 6 条)				
第 5 章 ~ 第 10 章 略					第 5 章 ~ 第 10 章 略				
附則					附則				
第 2 条 学校の課程、学科、定員及び修業年限は、次のとおりとする。					第 2 条 学校の課程、学科、定員及び修業年限は、次のとおりとする。				
		定 員		修業 年限			定 員		修業 年限
課 程	学 科	総定員	学年 定員		課 程	学 科	総定員	学年 定員	
専門課程	歯科衛生士学科	108人	略	3年	専門課程	歯科衛生士学科	72人	略	2年
(授業科目等)									
第 6 条 学校の教育内容、授業科目及び <u>単位数</u> は、別表のとおりとする。					第 6 条 学校の授業科目及び <u>授業時間数</u> は、別表のとおりとする。				
2 学年ごとの教育内容、 <u>授業科目及び単位数</u> は、別に定める。					2 学年ごとの <u>授業科目及び授業時間数</u> は、別に定める。				
(単位の計算の方法)									
第 6 条の 2 <u>授業科目の単位数の算出は、次に定めるところによる。</u>									
(1) <u>授業の方法が講義及び演習であるものは、15時間の授業時間数をもって 1 単位とする。</u>									
(2) <u>授業の方法が実習及び実技であるものは、45時間の授業時間数をもって 1 単位とする。</u>									
第 5 章 進級及び卒業					第 5 章 進級及び卒業				

(授業科目の単位の修得の認定)

第7条 授業科目の単位の修得の認定は、学習の評価及び生徒の出席時間数に基づいて行う。

2及び3 略

(進級)

第8条 学年の進級の認定は、学年の授業科目の単位の修得の状況に基づいて行う。

(卒業)

第9条 別表に定める全ての授業科目の単位を修得した生徒に対しては、卒業証書(様式第1号)を授与する。

別表(第6条関係)

教育内容	授業科目	単位数
科学的思考の基盤・人間と生活	自然科学	4
	人文科学・社会学	4
	外国語	4
人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	人体構造学	3
	人体機能学	1
歯・口腔の構造と機能	口腔構造学	4
	口腔機能学	1
	生化学	1
疾病の成り立ちと回復と構造	病理学	2
	薬理学	2
	病原生物学	2
歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	口腔衛生学	6
	衛生学・公衆衛生学	2
	衛生行政・社会福祉	2
歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	3
臨床歯科医学	歯・歯髄疾患論	2
	歯周疾患論	2
	咀嚼障害・咬合異常論	4
	顎口腔疾患論	2
	小児歯科疾患論	2
	有病者歯科、障害者・高齢者歯科疾患論	2
	歯科口腔放射線論	2
	歯科予防処置論	歯科予防処置論
歯科保健指導論	保健指導学	6

(授業科目の修得の認定)

第7条 授業科目の修得の認定は、学習の評価及び生徒の出席時間数に基づいて行う。

2及び3 略

(進級)

第8条 学年の進級の認定は、学年の授業科目の修得の状況に基づいて行う。

(卒業)

第9条 全授業科目を修得した生徒に対しては、卒業証書(様式第1号)を授与する。

別表(第6条関係)

授業科目	授業時間数
人文科学・社会科学	60
自然科学	60
外国語	60
歯科衛生士概論	16
解剖学	110
生理学	30
病理学	30
微生物学	30
薬理学	30
口腔衛生学	90
衛生学・公衆衛生学	30
栄養指導	60
衛生行政・社会福祉	32
歯科臨床概論	30
歯科保存学	60
歯科補綴学	30
口腔外科学	30
小児歯科学	30
矯正歯科学	30
歯科予防処置	250
歯科診療補助	238
保健指導	120
臨床実習	690
体育	70
茶華道	70
合 計	2,286

	栄養指導	3
歯科診療補助論	歯科診療補助論	15
臨地実習	臨地・臨床実習	21
総合科学	行動科学	1
	隣接医学	2
	手話	1
	体育	1
	コンピュータ学	3
合 計		119

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に鳥取県立歯科衛生専門学校に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る教育課程並びに進級及び卒業については、改正後の鳥取県立歯科衛生専門学校学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第41号

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和44年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p>(使用料等の減額)</p> <p><u>第 4 条 知事は、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、市町村その他の団体が実施する健康診断に係る試験検査等であって別表に定めるものについては、使用料等を減額し、同表に定める額を徴収する。</u></p>
<p>(天災等の場合の使用料等の減免)</p> <p><u>第 4 条 前 2 条に定める場合を除くほか、知事は、天災その他特別の事情がある場合には、使用料等を減</u></p>	<p>(天災等の場合の使用料等の減免)</p> <p><u>第 5 条 前 3 条に定める場合を除くほか、知事は、天災その他特別の事情がある場合には、使用料等を減</u></p>

免することができる。

免することができる。

別表 (第4条関係)

区 分		金 額
結核予防法 (昭和26年 法律第96号) による予防 接種又は健 康診断	B C G 経皮 接種	1人1回につき 452円
	エックス線 間接写真診 断	1人1枚につき 118円
	精密検査	1人1件につき 267円 ただし、エックス線 直接写真診断を省略し た場合にあっては、 165円

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第42号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県特別医療費助成条例施行規則(昭和48年鳥取県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式(以下この条において「削除様式」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条並びに様式の表示及び削除様式を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に改める。

改 正 後	改 正 前
	(補助金の交付の請求) 第6条 補助金の交付の請求をしようとする市町村長

(支払等実績調書)

第6条 補助金の交付を受けた市町村長は、四半期ごとに特別医療費支払等実績調書(様式第3号)を作成し、当該四半期の最終の月の翌月の20日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた市町村長は、会計年度が終了したときは、特別医療費補助事業実績報告書(様式第4号)を作成し、翌年度の4月20日までに当該特別医療費助成事業に係る歳入歳出決算の見込書を添付して知事に提出しなければならない。

(鳥取県補助金等交付規則との関係)

第8条 補助金の交付については、この規則に定めるもののほか、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号)の定めるところによる。

別表(第3条関係)

疾 病	患 者
1 慢性腎疾患 慢性腎炎、ネフローゼその他の疾病で知事が定めるもの	疾患の状態が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9の2の厚生労働大臣が定める程度に該当しない20歳未満の者で、同条の規定に基づく医療の給付その他の事業の対象となっていないもの(以下「国の医療給付等の対象とならない未成年者」という。)
2 慢性呼吸器疾患 気管支ぜんそくその他の疾病で知事が定めるもの	国の医療給付等の対象とならない未成年者

は、特別医療費補助金概算(精算)交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 特別医療費補助金受入額調書(様式第4号)

(経理状況調)

第7条 補助金の交付を受けた市町村長は、四半期ごとに特別医療費経理状況調(様式第5号)を作成し、当該四半期の最終の月の翌月の20日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた市町村長は、会計年度が終了したときは、特別医療費補助事業実績報告書(様式第6号)を作成し、翌年度の4月20日までに当該特別医療費助成事業に係る歳入歳出決算の見込書を添付して知事に提出しなければならない。

(鳥取県補助金等交付規則との関係)

第9条 補助金の交付については、この規則に定めるもののほか、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号)の定めるところによる。

別表(第3条関係)

疾 病	患 者
1 慢性腎疾患 慢性腎炎、ネフローゼその他の疾病で知事が定めるもの	20歳未満の者で通院又は1月未満の入院をして治療を受けているもの
2 ぜんそく 気管支ぜんそくその他の疾病で知事が定めるもの	20歳未満の者で通院又は1月未満の入院をして治療を受けているもの

3 慢性心疾患 心室中隔欠損症、 冠動脈瘤 <sup>りゅう</sup> その他の疾 病で知事が定めるも の	<u>国の医療給付等の対象と ならない未成年者</u>	3 慢性心疾患 心室中隔欠損症、 冠動脈瘤 <sup>りゅう</sup> その他の疾 病で知事が定めるも の	<u>20歳未満の者で通院又は 1月未満の入院をして治 療を受けているもの</u>
4 内分泌疾患 中枢性思春期遅発 症、甲状腺腫その 他の疾病で知事が定 めるもの	<u>国の医療給付等の対象と ならない未成年者</u>	4 内分泌疾患 中枢性思春期遅発 症、甲状腺腫その 他の疾病で知事が定 めるもの	<u>18歳以上20歳未満の者</u>
5 膠原病 スチーブンス・ジョ ンソン症候群その 他の疾病で知事が定め るもの	<u>国の医療給付等の対象と ならない未成年者</u>	5 膠原病 スチーブンス・ジョ ンソン症候群その 他の疾病で知事が定め るもの	<u>20歳未満の者で通院又は 1月未満の入院をして治 療を受けているもの</u>
6 糖尿病 若年型、成人型又 は型不明の糖尿病 (型不明の糖尿病に あつては、腎性糖尿 <sup>じん</sup> を除く。)	<u>国の医療給付等の対象と ならない未成年者</u>	6 糖尿病 若年型、成人型又 は型不明の糖尿病 (型不明の糖尿病に あつては、腎性糖尿 <sup>じん</sup> を除く。)	<u>18歳以上20歳未満の者</u>
7 先天性代謝異常 (1) 先天性クレチ ン病、フェニルケ トン尿症その他の 疾病で知事が定め るもの (2) 糖原病、家族 性高コレステロー ル血症その他の疾 病で知事が定める もの	<u>国の医療給付等の対象と ならない未成年者又は20 歳以上の者</u>  <u>国の医療給付等の対象と ならない未成年者</u>	7 先天性代謝異常 (1) 先天性クレチ ン病、フェニルケ トン尿症その他の 疾病で知事が定め るもの (2) 糖原病、家族 性高コレステロー ル血症その他の疾 病で知事が定める もの	<u>18歳以上の者</u>  <u>18歳以上20歳未満の者</u>
8 神経・筋疾患 ウエスト症候群、 先天性遺伝性筋ジス トロフィーその他の 疾病で知事が定める もの	<u>国の医療給付等の対象と ならない未成年者</u>	8 神経・筋疾患 ウエスト症候群、 先天性遺伝性筋ジス トロフィーその他の 疾病で知事が定める もの	<u>18歳未満の者で通院若し くは1月未満の入院をし て治療を受けているもの 又は18歳以上20歳未満の 者</u>

備考 略

備考 略

様式第3号 (第6条関係)

特別医療費補助金概算 (精算) 交付請求書

職 氏 名 様

年 月 日付第 号をもって概算払 (額の確定)

通知のあった特別医療費補助金を下記のとおり請求します。

年 月 日

市町村長 氏 名 印  
記

交付請求額	金	円
-------	---	---

添付書類

- 1 特別医療費補助金受入額調書
- 2 交付決定通知書の写し
- 3 概算払 (額の確定) 通知書の写し

様式第4号 (第6条関係)

特別医療費補助金受入額調書 (第 / 4 半期分)

市町村名

助成事業区分	交付決定額 (額の確定額) 累計 (ア)	前回までの受入額 (イ)	今回請求額 (ウ)	残額 (ア) - (イ) - (ウ) (ウ)	備考
	円	円	円	円	
条例別表第1号					
条例別表第2号					
条例別表第3号					
条例別表第4号					
条例別表第5号					
条例別					

様式第4号 (第7条関係)

特別医療費補助事業実績報告書  
 職 氏 名 様  
 鳥取県特別医療費助成条例施行規則第7条の規定に  
 基づき、 年度における事業実績を次のとおり報  
 告します。  
 年 月 日 市町村長 氏 名 印  
 略  
 (注) 略

表第6号					
号					
合計					

様式第6号 (第8条関係)

特別医療費補助事業実績報告書  
 職 氏 名 様  
 鳥取県特別医療費助成条例施行規則第8条の規定に  
 基づき、 年度における事業実績を次のとおり報  
 告します。  
 年 月 日 市町村長 氏 名 印  
 略  
 (注) 略

第2条 鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を次のように改正する。  
 様式第5号を様式第3号とし、同様式を次のように改める。

様式第3号 (第6条関係)

特別医療費支払等実績調査

4 半期  
 現物支給： 年 月 ~ 月 診療分  
 償 還 払： 年 月 ~ 月 支払分 市町村名

助成事業区分	特別医療費支払額 (ア)	収入額 (イ)	差引支払額 (ア) - (イ) = (ウ)	概算払補助金額 (ウ) × 1 / 2
条例別表第1号 (重度身障)				
条例別表第2号 (重度心身障)				
条例別表第3号 (精神障害)				
条例別表第4号 (特定疾病)				
条例別表第5号 (ひとり親家庭)				
条例別表第6号 (小児)				
合 計				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例施行規則 (以下「新規則」という。) の規定は、この規則の施行の日

(以下「施行日」という。)以後に受ける治療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に改正前の鳥取県特別医療費助成条例施行規則別表に定める者として市町村が認定した者は、当該認定の有効期間内に限り、新規規則表に定める者とみなして新規規則の規定を適用する。

鳥取県育成医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第43号**

鳥取県育成医療給付措置費負担命令規則の一部を改正する規則

鳥取県育成医療給付措置費負担命令規則（昭和62年鳥取県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第56条第5項</u>の規定による育成医療の給付の措置に要する費用の負担命令に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この規則において「所得税額等」とは、被措置者等の育成医療の給付が行われる年度の初日の属する年の前年（以下「基準年」という。）の分の所得税額（当該所得税額について所得税法（昭和40年法律第33号）第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項の規定による控除が行われる場合にあつては、当該控除前の額とする。以下同じ。）及び育成医療の給付が行われる年度（4月及び5月に行われるものについては、その前年度とする。以下「基準年度」という。）の分の市町村民税の所得割額（当該所得割額について地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7又は同法附則第5条第3項の規定による控除が行われる場合にあつては、当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあつては、当該所得割額が</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第56条第4項</u>の規定による育成医療の給付の措置に要する費用の負担命令に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この規則において「所得税額等」とは、被措置者等の育成医療の給付が行われる年度の初日の属する年の前年（以下「基準年」という。）の分の所得税額（当該所得税額について所得税法（昭和40年法律第33号）第92条第1項若しくは第95条第1項から第3項まで又は租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項の規定による控除が行われる場合にあつては、当該控除前の額とする。以下同じ。）及び育成医療の給付が行われる年度（4月及び5月に行われるものについては、その前年度とする。以下「基準年度」という。）の分の市町村民税の所得割額（当該所得割額について地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7又は同法附則第5条第2項の規定による控除が行われる場合にあつては、当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあつては、当該所得割額が</p>

ら当該減免額を控除した額とする。以下同じ。)を  
いう。

4 略

ら当該減免額を控除した額とする。以下同じ。)を  
いう。

4 略

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正は、公布の日から施行する。